

令和5（2023）年4月11日

外務大臣 林 芳正 殿

要望団体 別紙記載のとおり

要望書

（国連人権理事会第4回UPR勧告について）

第1 要望の趣旨

別紙第4回UPR勧告を日本政府としてフォローアップすることに同意する旨の表明をして下さい。

第2 要望の理由

1 要望団体について

本要望書を提出する団体は、いずれも、国連人権理事会の枠組みの中で、日本政府が、国際社会からの指摘を受け、国際人権法に基づき、日本国内における人権状況の改善を図ることを求めています。

2 第4回UPR勧告

令和5（2023）年1月、国連人権理事会は、UPR第4回日本政府報告を審査し、各国が、日本政府に対して、勧告を行いました。

そのうち、福島第一原子力発電所の事故に関連する勧告は、次のとおり10カ国からなされています（詳細は別紙。（以下「第4回UPR勧告」といいます。））。

1. 東ティモール 汚染水
2. バヌアツ 汚染水 IDPs 支援
3. オーストリア 前回のUPRに引き続き福島被害者支援
4. 中国 汚染水

5. コスタリカ 福島事故に関する教育
6. フィジー 汚染水
7. マーシャル諸島 汚染水と人権
8. パナマ 被害者の子どもの癌を含む健康に関する医療の無料支援
9. サモア IDPs 汚染水
10. チャド 福島原発事故女性の自立支援

4 第4回UPR勧告の意義

(1) 原発事故避難者関連

オーストリアは、福島原発事故による避難者を国内避難民として認めること、住居、健康、生活、子どもの教育に関する人権を守ることを保障することを勧告しました。

オーストリアは、第3回UPR勧告でも、同様の勧告をしており、結局、日本政府の対応が国際社会からみて不十分であること、少なくとも、まだ改善すべき余地が大きいことを意味しています。

オーストリアの勧告は、国際人権法として認められている健康に対する権利という観点からなされているものと理解出来ます。

したがって、上記勧告は、引き続きフォローアップされることが一貫性のある誠意ある対応と考えられます。

(2) 放射性廃水の放出問題について

放射性廃水を海洋に放出する問題について、6つの国から合計10個の勧告が出されています。

「太平洋諸島フォーラムの独立した評価による許容判断がされない限り、放出計画を停止すること（マーシャル諸島）」など、日本だけで安全性を判断することへの懸念が各国から強く訴えられています。放出に代わる代替案を求めている国もあります。

太平洋の国々が度重なる核実験で深刻な被害を受けてきたこと、また事

故を起こした福島原発から数年にわたって高濃度の放射性廃水が海にそのまま漏出し、その後も遮蔽壁などの設置にかなりの年数がかかったことなどから、さらなる海洋投棄に対して不安が高まるのは当然です。

ぜひ、この声に耳を傾け、これまで海洋に流出した汚染水及び今後、放出が予想される放射性廃水について、その全データを開示し、その上で対話的な姿勢をつらぬいて勧告をフォローアップして下さい。

なお、日本政府は、「処理水」と呼称していますが、多くの関係する各国政府は、「放射性廃水」と表現しており、日本政府の認識が国際社会のそれと乖離していることについても、謙虚に受け止めた上での対話が求められていることを付言します。

5 小括

私たちは、上記にご説明した事情に基づいて、外務大臣に対し、日本政府としてすみやかに、要望の趣旨に記載したとおりの対応を行うことを求めるものです。

以上

【本件に関する連絡先】

〒604-0804 京都市中京区堺町通竹屋町下ル絹屋町120番地

弁護士 田辺保雄

tel 075-211-5631 fax 075-211-5633 yasuo.tanabe@nifty.ne.jp

(別紙)

第4回 国連人権理事会普遍的定期的審査 (UPR) 日本勧告

(A/HRC/WG.6/42/L.12 2023年2月10版)

158.135 国際社会の合法的で正当な懸念を真摯に受け止め、オープンで透明性のある安全な方法で核の汚染水を処理すること (中国)

158.141 クリーン、健康、且つ持続可能な環境のための人権を、憲法および法律レベルで取り入れ、自然災害、及びその他の災害による被害者への核放射線の影響に取り組むこと (コスタリカ)

158.148 人体の健康に害を及ぼすこと、及び環境への悪影響を最小限に留める核廃棄物の放出代替え法や貯蔵方法の研究、投資、活用を強化すること (サモア)

158.171 特に海洋法に関する国際連合条約など、福島第一の放出計画に関する包括的な環境影響評価を含む国際的な義務を十分に遵守すること (サモア)

158.172 太平洋諸島フォーラムの独立した評価による許容判断がされない限り、太平洋に放射性廃水の放出計画を停止すること (マーシャル諸島)

158.173 太平洋への放射性廃水の放出計画を停止し、現在進行中の放出案に関する独立的な評価について、太平洋諸島フォーラムとの対話を継続すること (フィジー)

158.174 放射性廃水の太平洋への放出が許容できる措置であるかどうか検証し評価を進めるため、太平洋諸島フォーラムの独立した科

学の専門家が要求する全データの完全開示を提供すること（フィジー）

158.175 福島第一原子炉からの放射性廃水の投棄に関するいかなる決定も、適切な国際的協議が行われるまで延期を検討すること（東ティモール）

158.176 情報格差を含めた太平洋諸国の全ての懸念に対処するまで、太平洋への放射性廃水の放出を控えること、人間や海洋生物に与える放出による影響について検証可能な科学的データを利用可能にすること（サモア）

158.177 あらゆる核の汚染廃水放出の安全性について、さらに納得のいく科学的証拠を提供せずに、福島原子力発電所からいかなる核汚染廃水及び廃棄物を太平洋に放出投棄しないこと（バヌアツ）

158.178 福島第一原子力発電所の事故による子どものがん増加を含む健康影響を評価し、特に女性と子どもなど、被ばくした全ての人に無料で定期的な総合医療を提供すること（パナマ）

158.179 放射性廃棄物による被害から太平洋の人々と生態系を守るため、放出計画に代わる案を進展させ実施すること（マーシャル諸島）

158.180 福島第一原子力発電所の事故によって影響を受けたすべての避難者の支援を引き続き尽力すること（サモア）

158.217 原発事故に影響を受けた女性の経済的自立を達成する手助けのための進展と支援に取り組むこと（チャド）

158.299 福島原発事故による避難者を国内避難民として認めること、

住居、健康、生活、子どもの教育に関する人権を守ることを保障すること（オーストリア）

158.300 福島原発周辺に人々が帰還する前に、威圧的な行為や経済的な脅迫なく、国内避難民の安全、健康、権利に関するさらなる科学的証拠の提供に取りかかること（バヌアツ）